

産業廃棄物処理施設設置許可証

平成30年 6月29日

住所 札幌市中央区北1条東15丁目140番地
名称 協業組合 公清企業
代表理事 原田 利明

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により、設置の許可を受けた産業廃棄物処理施設であることを証する。

札幌市長 秋元 克広



許可の年月日	平成30年 6月29日	許可番号	札幌事産施許可第18-01号
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。)	汚泥の焼却施設 (施行令第7条第3号) 廃油の焼却施設 (施行令第7条第5号) 廃プラスチック類の焼却施設 (施行令第7条第8号) 産業廃棄物の焼却施設 (施行令第7条第13号の2)		
	1. 産業廃棄物 (法第2条第4項及び施行令第2条関係) 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず (付着物に限る)、ガラスくず、コンクリートくず (工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。) 及び陶磁器くず、動物のふん尿、動物の死体 以上16種類 (石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等であるものを除く。) 2. 特別管理産業廃棄物 (施行令第2条の4関係) 廃油 (産業廃棄物である揮発油類、灯油類、軽油類及び特定有害産業廃棄物を含むもの)、廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの及び特定有害産業廃棄物を含むもの)、廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの及び特定有害産業廃棄物を含むもの)、感染性産業廃棄物、汚泥 (特定有害産業廃棄物を含むもの) 以上5種類		
設置場所	札幌市東区中沼町 45-57		
処理能力	汚泥の焼却施設 : 1.2t/時間、27.8t/日 (24時間) 廃油の焼却施設 : 1.4t/時間、34.1t/日 (24時間) 廃プラスチック類の焼却施設 : 0.9t/時間、20.5t/日 (24時間) 産業廃棄物の焼却施設 : 1.6t/時間、38.4t/日 (24時間)		
許可の条件	余 白		
規則第11条第8項の規定による許可証の提出の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無		
留意事項	1. 施設の設置に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2. 計画内容等に変更があった場合は本市に速やかに連絡し、指示を受けること。 3. 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の検査を受けること。		